

# 都会の農園 会員規約

## 第1条 総則

本規約は、株式会社デスティノ（以下「当社」という。）が、当社の運営する「都会の農園」において会員に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）について必要事項を定めるものです。

## 第2条 所在地

当農園及び当農園の事務局所在地は、東京都江東区青海 1 丁目 1 番地 10 号 9 階に置くものとします。

（以下、当農園の諸施設を「本施設」といいます。）

## 第3条 会員資格の種類

当農園の会員資格は、以下の通りとします。

都会の農園 区画会員

## 第4条 区画場所

ご利用頂く区画は当農園の係員が指定するものとします。

## 第5条 入会条件

当農園に入会いただける方は以下の方に限ります。

- ①当農園の目的や趣旨を理解し賛同できる方
- ②当農園の景観を保全助長できる方
- ③当農園の管理運営に関する規則などを遵守できる方
- ④暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないこと。

## 第6条 入会手続き

1. 入会希望者は、当社所定の方法により、申込をしていただきます。
2. 当社は、入会申込をされた方に対し必要な審査を実施した上、申込を適当と認めた方に入会を承諾します。入会の承諾後、当社より会員証を発行します。入会申込をされた方は、会員証が手元に届いた時点で会員資格を取得します。
3. 入会申込をされた方が以下のいずれかに該当する場合、入会を承諾しないことがあります。
  - ① 個人又は法人が実在しない場合
  - ② 入会申込の不承諾を受けたこと又は本規約の違反等により会員資格を喪失したことがある場合
  - ③ 入会の申込書類に虚偽の記載があった場合
  - ④ 当社が会員としてふさわしくないと判断した場合

4. 会員は、住所、その他の申込内容に変更があった場合、速やかに、当農園に所定の方法（書面又は電子メールによる届出）により変更の届出をすることとします。届出がなかった会員がこれにより不利益を被った場合であっても当農園は責任を負いません。

## 第7条 会員資格の譲渡禁止等

会員は、会員資格または本規約に基づき本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買もしくは質権設定その他の担保に供しまたはその名義を変更することはできないものとする。

## 第8条 会費

会費は、別紙1のとおり定めます。

## 第9条 会員証の発行

1. 会員もしくはファミリー会員登録代表者に対して会員証1枚を発行します。
2. 会員証の所持および使用は会員登録時に登録された者のみ有効となります。
3. 会員が本携行し、当農園の係員から要請があれば提示しなければなりません。
4. 会員は、第19条第1項及び第2項に定める登録者及び同伴者以外の者に会員証を貸与することはできません。
5. 会員資格を喪失した場合は会員証を返却していただきます。

## 第10条 会員資格有効期間

会員は本サービスの内容に応じて、別紙1に定められた期間を有効期間とし、会員資格を有するものとする。

## 第11条 契約更新・退会

会員契約の退会については、契約期間満了までに当社に申し出るものとし、申し出のない時には、自動更新とします。

## 第12条 会員の資格喪失

1. 会員は、次の場合、その会員資格を喪失するものとし、
  - ① 支払時期までに会費を支払わなかった場合
  - ② 個人が死亡又は法人が解散した場合
  - ③ 除名され又は退会した場合
2. 前項の場合は、会員は、会員資格に基づく一切の権利を失い、本サービスを利用することはできなくなります。
3. 当社は、既に受領した会費その他会員から受領した金員の払い戻し等は一切行いません。

## 第13条 除名

当社は、会員が以下の行為を行った場合、当該会員を除名することができます。

- ①当社、他の会員もしくは第三者の財産、プライバシー、もしくは肖像権を侵害し、又は侵害する恐れのある行為を行った場合。
- ②当社、当農園、他の会員、もしくは第三者を誹謗中傷し、又はこれらの者の名誉若しくは信用を毀損する行為を行った場合。
- ③本サービスの利用にあたり、係員の指示に従わなかった場合。
- ④本規約その他の諸規則に違反し、又は当農園の利益に反する行為を行った場合。
- ⑤当農園の施設を故意、または重大な過失により毀損した場合。
- ⑥当農園に関し、当農園が認めない会員相互の団体等をつくり、又はその行為を会員に働きかけた場合。
- ⑦入会に際し、虚偽の申告、又は記載等を行った場合。
- ⑧当農園内で犯罪行為を行った場合。
- ⑨当社が会員としてふさわしくないと判断した場合。

## 第14条 途中退会

1. 途中退会は原則認めないものとします。
2. 転居等やむを得ない場合のみ、申出月+1か月の会費をいただき、退会とします。

## 第15条 営業時間

当農園の営業時間は、通常 10:00 から 18:00 までとします。

但し夏季の、6～9月は10:00 から 19:00 まで、冬季の 12～2月 は 10:00 から 17:00 までとします。

## 第16条 休業日

当農園の休業日はダイバーシティ東京プラザの休館日、荒天により開園が不適當であると当社が判断した日とします。

## 第17条 本サービスの内容

1. 当社は、会員の活動を支援するため、以下のサービスを提供します。ただし、当社は会員に対する事前の通知なく、サービス内容を変更することができるものとします。
  - ①区画の利用
  - ②道具の貸し出し
  - ③駐車場 4時間無料
  - ④都会の農園バーベキュー広場の利用優待
2. 前項各号の詳細は、別途当社の定める規定によるものとします。

## 第18条 利用者の範囲

会員は、会員以外の方を同伴して利用する場合は、所定のビジター料金を支払うものとします。

また、その場合ビジターのみでの入場は禁止します。

## 第19条 利用制限、サービス提供の中断

当社は、次の各号に該当する場合、本サービスを停止し、当農園を休業し又は本施設の全部若しくは一部を閉鎖（以下「本サービスの停止等」といいます。）することができるものとします。この場合、本サービスの停止等により会員に生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

- ① 気象災害、その他外因的事由により災害が生じるおそれがある場合
- ② 本施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ない場合
- ③ その他、重大な事由によりやむを得ないと当社が判断した場合

## 第20条 免責

1. 当社は、本サービスの停止等に起因して、会員、登録者、同伴者（以下「会員等」といいます。）又は第三者が被った損害について一切責任を負わないものとします。
2. 当社は本施設内で発生した盗難、負傷その他の事故により会員等が被った損害に対し一切責任を負いません。
3. サービスに関し、会員等の間で紛争が生じた場合、会員等は自己の費用と責任においてこれを解決するものとします。
4. 本サービスは栽培区画での収穫を保証するものではなく、栽培区画での栽培及び収穫は会員各自の責任とします。

## 第21条 損害賠償

会員が自らの責に帰する事由により、本施設、貸与品等、当社所有物を毀損させた場合その他当社に損害を与えた場合、当該会員は当社に対し、直ちに毀損箇所の修復費用その他損害の回復に要する費用を支払うものとします。

## 第22条 個人情報

当社は、会員の個人情報を個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に基づき、適切に取り扱うものとします。尚、生命・身体の保護のために必要があると当社が判断した場合には、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することがあります。

## 第23条 本規約の変更

当社は必要に応じて本規約を変更できるものとします。変更内容及びは変更後の本規約は、当農園掲示板またはホームページで通知します。

## 第24条 その他

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第25条 反社会的勢力の排除

会員が以下に該当する場合には、相手方に対して催告することなく契約を解除します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力(以下、暴力団等)、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合、又は、反社会的勢力であった場合
- (2) 自ら又は第三者を利用して他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合
- (3) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (4) 自ら又は第三者を利用して他方当事者の名誉、信用等を毀損、又は毀損するおそれのある行為をした場合
- (5) 自ら又は第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合

制定日：2017年7月20日

改定日：2018年2月5日 会員区分名称の変更及び会員資格更新期間

2021年6月21日 会員特典について

### ・都会の農園事務局

所在地 〒135-0064 東京都江東区青海 1-1-10 9階(屋上)

TEL・FAX：03-6457-2670

### ・株式会社 デスティーン

所在地 141-0021 東京都品川区上大崎 2-25-5 久米ビル 6F

TEL：03-5436-4388 FAX：03-5436-487

## 別表

### 区分別会費一覧

都会の農園会員 月会費¥8,000(税抜き)

### 会員資格有効期間

(都会の農園 区画会員)

会員資格有効期間は資格取得日から最初に到来する3月31日までとし、2月末までに申し出のない時には、自動更新とします。

### 会員の特典について

各区分共通の特典内容

- ・駐車券4時間無料
- ・都会の農園バーベキュー広場利用料金優待